

令和7年10月6日
北九州市小倉北区役所

報道機関各位

市民センターにおける現金領収帳の所在不明について

このたび、小倉北区三郎丸市民センターにおいて、複写機等を利用された市民の方々の個人情報(利用件数：46件)が記載されている現金領収帳が所在不明であることが判明しました。

市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。
今後、再発防止のため、個人情報の管理強化・徹底に努めます。

記

1 概要

- (1) 所在不明となっている現金領収帳は2冊(1冊50枚綴り)で、その現金領収帳に綴られている領収書(控)には、複写機等を利用した方の個人情報(住所・氏名)が記載されている。
- (2) 所在不明の現金領収帳2冊(1冊は未使用)のうち1冊には、令和7年4月～6月にかけて複写機等を利用された方々(利用件数：46件)への領収書(控)が綴られているものである。

2 発覚の経緯

○10月2日(木)

- ・現金領収帳は使用後に適宜、区コミュニティ支援課に返却することになっているが、三郎丸市民センター館長から、返却すべき現金領収帳2冊が所在不明との報告があった。

○10月3日(金)

- ・市民センター職員に区役所職員も加わり、改めてセンター内を徹底的に探したものの、見つからなかった。

○10月6日(月)まで

- ・市民センター使用申請書などから利用者の特定作業を進め、特定した方には謝罪連絡を行い、不審な連絡等への注意喚起を行った。

3 対応状況

- (1) 残りの特定できていない利用者も今後速やかに特定し、引き続き謝罪連絡と注意喚起を継続していく。
- (2) 10月6日時点で、個人情報悪用の被害情報は入っていない。

4 再発防止について

10月6日(月)10時半に臨時市民センター館長会議を開催し、現金領収帳の取り扱いについて、以下のとおり注意喚起及び再発防止の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する職員研修を継続的に行うなど再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

- (1) 現金領収帳は、使用する都度、所定の保管場所へ出し入れを行うこと。
- (2) 現金領収帳の保管は、毎日2人以上で確認することとし、重ねて毎朝、館長が確認すること。
- (3) 館長は、現金領収帳と現金収納の内容の照合・確認を確実に行うこと。
- (4) 使用済の現金領収帳は速やかに区コミュニティ支援課へ返却すること。
- (5) 改めて各市民センターで現金領収帳の受領・返却の記録を徹底し、保有残数を適宜確認すること。

【問い合わせ先】

小倉北区役所

コミュニティ支援課 富安(課長)

(電話：093-582-3337)